

## 令和5年6月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月26日(月) 午後3時00分～午後4時40分

2. 開催場所 三芳町役場 201 会議室

3. 出席委員 13人

会長	鈴木 浩
会長職務代理	島田 正
委員	松本 薫
	武田 直章
	抜井 俊
	瀬島 吉明
	塩野 智恵
	山田 剛
	古寺 貞雄
	早川 忠男
	長谷川 清行
	松本 英雄
	鈴木 浩之

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第101号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件

議案第102号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件(農地中間管理機構分)

議案第103号 農用地利用集積等促進計画案について

議案第104号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件

報告第93号 2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)

報告第94号 農家台帳登載申請の受理の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦 康晴 事務局次長 小林 豊明 主 幹 江田 直也  
主 事 三浦 涼太 主 事 清水 大輝 主 事 補 森下 由理

6. 会議の概要

会長

それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。  
本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に瀬島吉明委員、塩野智恵委員を選任します。

本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の清水主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局

議案第101号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件、別紙のとおり  
議案第102号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件（農地中間管理機構分）、別紙のとおり  
議案第103号、1、農用地利用集積等促進計画案について、別紙のとおり  
議案第104号、1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件、別紙のとおり  
報告第93号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件（報告）、別紙のとおり  
報告第94号、1、農家台帳登載申請の受理の件（報告）、別紙のとおり  
令和5年6月26日提出  
三芳町農業委員会  
会長 鈴木 浩  
以上でございます。

会長

議案第101号番号1について事務局より説明をお願いします

事務局

事務局より説明いたします。  
1ページをご覧ください。  
議案第101号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画による利用権設定の件となります。  
番号1につきましては、  
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、

同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、の10筆となります。

所在につきましては、2ページから6ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は上から1,137㎡、697㎡、385㎡、1,124㎡、593㎡、699㎡、32㎡、171㎡、1,336㎡、596㎡であり、権利が賃借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和5年7月1日から令和5年9月30日までの3ヵ月間となります。

なお、継続の利用権設定となります。

次に申請書に基づいて借人についてご説明します。

機械は、トラクター3台、トラック4台、耕耘機2台、コンバイン1台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め5名となっています。主たる経営作物は、トマト、サツマイモ、里芋、人参となります。

農作業従事日数については、申請者は300日で他に4名が満たしています。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

4番委員 過日、こちらの方の現地を確認させていただきました。  
現状においては緑肥作物が作付けされており、適切に管理されていると判断いたします。以上です。

会長 何か意見ございませんか。  
異議なしの声がありましたので、決定とします。

議案第102号番号1から番号3につきましては、借人が同一のため事務局より一括で説明をお願いします。

事務局 はい、事務局より説明いたします。  
7ページをご覧ください。  
議案第102号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項、農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定の農地中間管理機構転貸方式での申請となっております。  
番号1につきましては、所在が〇〇〇〇の1筆となります。

所在につきましては、8ページから9ページの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域となります。

面積は1,047㎡であり、権利が賃借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和5年9月1日から令和11年8月31日までの6年間となります。

番号2につきましては、

所在が〇〇〇〇の1筆となります。

所在につきましては、10ページから11ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域となります。

面積は283㎡であり、権利が賃借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和5年9月1日から令和11年8月31日までの6年間となります。

番号3につきましては、

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の2筆となります。

所在につきましては、12ページから13ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域となります。

面積は上から587㎡、448㎡の合計1,035㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和5年9月1日から令和11年8月31日までの6年間となります。

以上です。

地元委員より補足説明をお願いします。

## 2 番委員

こちらは、次の103号の関連で、所有者の方から〇〇〇〇にお貸して、それをまた次の103号で借りる方という形になっています。畑は適切に管理されています。以上です。

会長

何か意見ございませんか。  
異議なしの声がありましたので、決定とします。

事務局

議案第103号番号1から番号2に関しては借人が同一のため事務局より一括で説明をお願いします。

はい、事務局より説明いたします。

14ページをご覧ください。

議案第103号は、農用地利用集積等促進計画案の作成の件となっております。

議案第103号は、公益社団法人埼玉県農林公社が貸付人になった農用地利用集積等促進計画(案)について、三芳町長より農業委員会への意見照会がありました。番号1につきまして、所在は議案第102号番号1と同様になります。

所在につきましては、15ページから16ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域となります。

面積も議案第102号番号1と同様になります。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和5年9月1日から令和11年8月31日までの6年間となります。

以上です。

番号2につきましては、所在は議案第102号番号2と同様になります。

所在につきましては、17ページから18ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域となります。

面積も議案第102号番号1と同様になります。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和5年9月1日から令和11年8月31日までの6年間となります。

次に借人について説明します。

機械は、トラクター3台、耕耘機3台、噴霧器2台を所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め3名となっています。主たる経営作物は、里芋、ごぼう、じゃがいも、人参、ほうれん草となります。

農作業従事日数については、申請者は300日で他に2名が満たしています。

また、〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇で29, 252㎡の農地を現在経営されております。

事務局からは以上です。

会長

何か意見ございませんか。  
異議なしの声がありましたので、「意見無し」とします。

議案第103号番号3について事務局より説明をお願いします

事務局

番号3につきまして、所在は議案第102号番号3と同様になります。  
所在につきましては、19ページから20ページの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域となります。  
面積も議案第102号番号3と同様になります。  
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利の始期と終期ですが、  
令和5年9月1日から令和11年8月31日までの6年間となります。

次に借人について説明します。  
機械は、トラクター3台、トラック4台、耕耘機2台、コンバイン1台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め5名となっています。主たる経営作物は、トマト、サツマイモ、里芋、人参となります。  
農作業従事日数については、申請者は300日で他に4名が満たしています。  
また、〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇で39,446㎡の農地を現在経営されております。  
事務局からは以上です。

会長

何か意見ございませんか。  
異議なしの声がありましたので、「意見無し」とします。

議案第104号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第104号は相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件となっております。  
こちらについて、相続税の納税猶予、以前は20年経過すると免除という形になっていましたので、その20年が経過するにあたり、税務署よりこちらの農業委員会に対して利用状況の確認をしてほしいと依頼があり、今回審議案件といたしました。

21ページをご覧ください。  
番号1につきましては、  
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇、  
〇〇〇〇の計6筆となっております。  
所在につきましては、22ページから25ページの案内図をご覧ください。  
21ページに戻ります。  
登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。  
面積が上から 1,114 m<sup>2</sup>、246 m<sup>2</sup>、1,972 m<sup>2</sup>、149 m<sup>2</sup>  
1,559 m<sup>2</sup>、2,122 m<sup>2</sup>の計 7,162 m<sup>2</sup>となっております。  
照会人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
納税猶予の証明日は平成16年3月11日となっております。

会長 今回は、〇〇〇〇、〇〇〇〇の2地区にまたがっております。  
まずは、〇〇〇〇の委員より補足説明をお願いします。

3 番委員 まず〇〇〇〇の方へ行ってまいりました。現在、緑肥ではなく麦を収穫した跡が  
ありまして、出荷したものと思われます。そして、〇〇〇〇の方におきましては、部  
分的ではありますが、かぼちゃの苗が植えてありました。収穫を待っているところ  
でございます。これらは問題ないと判断いたしますが、ご審議のほどよろしくお願  
いします。

会長 次に、〇〇〇〇の委員より補足説明をお願いします。

12 番委員 〇〇〇〇そして〇〇〇〇とも町道に面しております、日頃から目に付くような  
畑であります。常に見ておりますけども、にんじんが毎年作付けされておりました。  
今年はネギそして麦が作付けされております。畑として利用されているものと思  
われます。以上です。

会長 何か意見ございませんか。  
異議なしの声がでましたので、決定とします。

これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。

事務局 26ページをご覧ください。  
報告第93号番号1は、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件とな  
っております。

これは、耕作を行う者が、その事業のため、農機具置場・倉庫などの農業用施設を設置するにあたり、施設に必要な敷地面積が2アール未満である場合は、届け出を行うことで設置することができます。

また今回の報告案件については、農業委員会にて現地確認をした際に当該農業用施設があり2a 未満の届出提出を指導して提出頂いた次第であります。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇の計1筆で、面積は7,518㎡のうち25.46㎡となっております。

所在等につきましては、27ページから30ページまでの案内図、公図の写し、配置図、立面図・平面図をご覧ください。

届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、農業用通路として受理済みです。

31ページをご覧ください。

報告第94号は、農家台帳登載申請受理の件となっております。

この申請は、元々現況が畑以外であったが、その土地を畑にした際に登載申請をいただき、農地台帳に登録するものであります。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計2筆で、

面積は上から、407㎡、208㎡となっております。

所在等につきましては、32ページから33ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

申請人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

令和5年5月29日に農家台帳登載申請受理済み。

番号2につきましては、

所在が〇〇〇〇の計1筆で、

面積は、187㎡となっております。

所在等につきましては、34ページから35ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

申請人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇

令和5年5月29日に農家台帳登載申請受理済み。

以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。

最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。



上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。  
令和5年9月4日

議長 鈴木 浩

署名委員 瀬島 吉明

署名委員 塩野 智恵